

目 次

校 歌	2
校章の由来	3
校訓の意味	4
本校の沿革	6
年間行事予定表	10
本校の学則	11
諸願届の手續	22
生徒信条	23
生徒心得	24
生徒会会則	37
生徒会部活動規程	50
同好会規程	53
体育館使用心得	55
生徒会機構概略図	56
図書閲覧規程	57
プール使用規程	58
尼崎工業高校のルール	61
記録欄	国民の祝日／健康の記録／年間行事予定／時刻表／ 予定表／連絡・証明欄／アドレス／諸届・許可欄／ 時間割／おぼえ／定期テスト時間割

校 歌

じゅうとじちのー はたのもと ほこうのめいよ
 そーけんに そくくのえいこー きずかんと りそ
 う の たか ね め ぎ - し つ つ
 つーどいまなべる わかきこら その
 な ぞわれら あ まこー せい

尼工校歌

作詞 吉田栄一
 作曲 田口寛

一、自由と自治の旗の下
 母校の名誉双肩に
 祖国の栄光きざかんと
 理想の高嶺めざしつと
 つどい学べる若き子ら
 その名ぞ吾等尼工生

二、鉄火の中に屹然と
 うなる機械を友として
 鍛えきたえし業をもて
 工業日本になう日を
 夢みつはげむ若き子ら
 その名ぞ吾等尼工生

校章の由来



昭和 23 年 4 月 1 日学制改革により、兵庫県立尼崎工業高等学校と校名が変更になり、新しい校章は校内応募作品の中から（第 6 期生徒・難波忠行氏）の考案図が選ばれました。尼崎の（AMA）の台字の中央部に工高の 2 文字を配し、シンプルにデザイン化したものです。

校訓の意味

至誠……この上なく誠実なまごころ

剛健……心が強く身体が健康である

創造……新しいものを創り出す

本校の沿革

- 昭和 12 年 9 月 21 日 兵庫県立尼崎工業学校設置認可
（文部省告示第 238 号）
- 昭和 13 年 3 月 4 日 前福岡県立小倉工業学校教諭藤井実郎 校長兼教諭に任ぜられる。
- 4 月 8 日 尼崎市長洲尋常小学校校舎において、第 1 回入学式挙行（工作機械科 2 学級、精密機械科 1 学級）
- 昭和 14 年 3 月 29 日 第 2 本科設置認可（2 年修業・機械科 1 学級）
- 3 月 31 日 現在地へ移転
- 昭和 17 年 1 月 31 日 本校校務主任大庭春基 校長に任ぜられる。
- 12 月 23 日 第 1 回卒業式挙行
- 昭和 19 年 4 月 工作機械科・精密機械科を合わせて機械科と改称
- 昭和 22 年 1 月 21 日 第 2 本科廃止
- 昭和 23 年 4 月 1 日 兵庫県立尼崎工業高等学校と校名変更
- 昭和 24 年 4 月 1 日 尼崎市立工業高等学校併合に伴い建築科設置（市立工業においては昭和 21 年 4 月 16 日設置）

昭和 26 年 4 月 1 日 電気科設置
昭和 27 年 4 月 1 日 機械科 1 学級増の 1 学年 4 学級
昭和 32 年 4 月 1 日 前兵庫県立飾磨工業高等学校長石本勇造
校長に補せられる。
昭和 33 年 4 月 1 日 電気通信科設置
昭和 34 年 10 月 21 日 実習工場完成
昭和 37 年 4 月 1 日 前兵庫県教育委員会教職員課長補佐兼人事
係長大塚又司 校長に補せられる。
昭和 38 年 4 月 1 日 電気通信科を電子科と名称変更
昭和 40 年 12 月 7 日 機械科実習工場・実習教室完成
昭和 42 年 4 月 1 日 前兵庫県立篠山鳳鳴高等学校長星野昭夫
校長に補せられる。
2 月 12 日 体育館・クラブハウス完成
昭和 43 年 3 月 28 日 鋳鍛造実習工場完成
昭和 45 年 4 月 1 日 前兵庫県立伊和高等学校長福本繁 校長に
補せられる。
12 月 21 日 本館第一期工事完成
昭和 47 年 2 月 18 日 本館第二期工事完成
4 月 1 日 前兵庫県立龍野実業高等学校長内岡久吉
校長に補せられる。
昭和 48 年 4 月 1 日 本館第三期工事完成
昭和 49 年 3 月 31 日 建築施工実習工場完成

昭和 52 年 4 月 1 日 前兵庫県立東播工業高等学校長吉田栄一
校長に補せられる。
昭和 54 年 4 月 1 日 前尼崎市立尼崎工業高等学校長 今村義裕
校長に補せられる。
8 月 24 日 本校南運動場県立尼崎小田高等学校より所
属替え。
昭和 55 年 4 月 1 日 前兵庫県教育委員会高等教育課主任指導主
事兼高校教育係長大西邦夫 校長に補せら
れる。
昭和 57 年 4 月 1 日 機械科 1 学級減の 1 学年 3 学級
昭和 58 年 3 月 23 日 プール及び附属家完
4 月 1 日 前兵庫県立尼崎小田高等学校教頭藤井修三
校長に補せられる。
昭和 59 年 4 月 1 日 前兵庫県立尼崎工業高等学校教頭山口正雄
校長に補せられる。
4 月 1 日 電子科 1 学級増の 1 学年 2 学級
昭和 60 年 3 月 20 日 中庭整備完成
昭和 61 年 4 月 1 日 前兵庫県立淡路聾学校長兼兵庫県立淡路盲
学校長栗林幹夫 校長に補せられる。
昭和 62 年 10 月 24 日 創立 50 周年記念式典・校訓制定(至誠・剛
健・創造)
昭和 63 年 4 月 1 日 前兵庫県立北須磨高等学校教頭田畑太平

校長に補せられる。

平成元年 7月 8日 校訓碑完成

平成 3年 4月 1日 前兵庫県立武庫工業高等学校教頭本多忠博
校長に補せられる。

平成 5年 4月 1日 前兵庫県立兵庫工業高等学校教頭井田敏行
校長に補せられる。

10月 12日 機械科実習棟建築工事に伴いテニスコート
撤去

10月 15日 機械科実習棟建築工事に伴い鍛造実習工場
一部取壊し (300 m²)

平成 6年 2月 7日 西門完成

4月 1日 電子科 1学級減の 1学年 1学級

9月 2日 機械科・家庭科実習棟完成

9月 19日 機械科・家庭科実習棟竣工記念式

平成 7年 3月 30日 運動場整備 (第 1・第 2 グラウンド) 完成

3月 30日 屋外照明設備 (テニスコート) 完成

3月 31日 屋外環境整備完成 (テニスコート・東門・
焼却炉・防球ネット・フェンス等完成・鍛
造実習工場残り 300 m²取り壊し)

4月 1日 制服をブレザーに制定

6月 12日 普通教室棟西館補修工事

7月 14日 グラウンド・テニスコート・東門開き記念

式

平成 9年 11月 19日 創立 60 周年記念式典

平成 10年 4月 1日 機械科・電気科・電子科 3科 5 クラスのく
くり募集による入学

8月 31日 電気科実習棟内装工事

平成 11年 4月 1日 前兵庫県立小野工業高等学校長得平博也
校長に補せられ。

平成 14年 4月 1日 機械科 1学級減の 1学年 2学級

平成 15年 4月 1日 前兵庫県立武庫工業高等学校長兼武庫荘総
合高等学校長櫻井和雄 校長に補せられ
る。

平成 18年 4月 1日 前兵庫県立飾磨工業高等学校長大久保敬補
校長に補せられる。

平成 19年 4月 1日 前兵庫県立西脇工業高等学校教頭久米豊
校長に補せられる。

10月 11日 創立 70 周年記念式典

平成 22年 1月 15日 第一期耐震補強その他工事完成

平成 22年 4月 1日 前兵庫県立兵庫工業高等学校教頭前田学
校長に補せられ。

平成 23年 3月 2日 第二期耐震補強その他工事完成

平成 24年 8月 9日 第三期耐震補強その他工事完成 太陽光発
電設備工事完成

平成 25 年 4 月 1 日 前尼崎市立尼崎工業高等学校長小河徹 校長に補せられる

平成 27 年 4 月 1 日 前尼崎市立琴ノ浦高等学校長大川真澄 校長に補せられる。
機械科・電気科・電子科のくくり募集廃止

平成 29 年 4 月 1 日 前兵庫県立綿城高等学校長高木浩 校長に補せられる。
11 月 18 日 創立 80 周年記念式典

平成 31 年 4 月 1 日 前兵庫県立飾磨工業高等学校副校長矢部宰文 校長に補せられる。

令和 3 年 4 月 1 日 前兵庫県立姫路工業高等学校教頭岩井高士 校長に補せられる。

令和 5 年 4 月 1 日 前兵庫県立尼崎工業高等学校教頭上月通男 校長に補せられる。
8 月 8 日 長寿命化改修（一部実施）工事完成

年間行事予定

4 月	始業式, 入学式, HR 委員選出, 身体測定, 新入生オリエンテーション行事, 部活動体験入部
5 月	面談週刊, 中間考査, 育友会総会, 各種健康診断, 工場見学 (5 月~7 月)
6 月	体育大会, 公開授業週間, 県高等学校総合体育大会
7 月	期末考査, 球技大会, 防災訓練, 進路説明会, 終業式, オープンハイスクール① (下旬)
9 月	始業式, 就職試験, 創立記念日 (9 月 21 日), 公開授業週間
10 月	中間考査, オープンハイスクール② (上旬), 校外学習
11 月	尼工祭, インターンシップ (2 年)
12 月	期末考査, 球技大会, 生徒会役改選, 交通講話, 防災訓練, 終業式
1 月	始業式, 3 年卒業考査, 修学旅行 (2 年)
2 月	耐寒マラソン大会, 入学試験 (推薦入試), 卒業式, 学年末考査
3 月	球技大会, 入学試験 (学力検査), 終業式

兵庫県立尼崎工業高等学校

学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この学則は、兵庫県立高等学校学事通則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第15号）第18条の規定により兵庫県立尼崎工業高等学校（以下「本校」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(課程、学科及び生徒定員)

第2条 課程、学科および生徒定員は、次の表のとおりとする。

課程	学科	生徒定員		
		1学年	2学年	3学年
全日制の課程	機械科	80名	80名	80名
	電気科	40名	40名	40名
	電子科	40名	40名	40名
	建築科	40名	40名	40名

(修業年限)

第3条 修業年限は3年とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 本校創立記念日 9月21日

(4) 春季休業日 3月24日から4月7日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という）の承認を得た日

2 校長は兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）第5条第2項及び第3項の規定に基づき、休業日を変更することができる。

- 3 交通スト、災害警報による臨時休業は次のとおりとする。
- (1) 午前7時現在、JRがストライキの場合は臨時休業とする。
 - (2) 午前7時現在、阪神間の私鉄がストライキの場合、始業時間を9時45分とする。
 - (3) 災害警報の発令に伴う措置
 - A 学校全体の臨時休業について
午前7時現在、尼崎市・西宮市・神戸市・伊丹市のいずれかの地域に、暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・浸水・洪水の警報または特別警報の内一つでも発令されている場合は、自宅待機とする。
 - ア 午前10時までに上記警報が解除された場合は、午後1時にSHRを行い、5・6校時の授業を実施する。
 - イ 午前10時を過ぎても上記警報が解除されない場合は、臨時休業とする。臨時休業等で実施できなかった授業の措置については、別途指示する。
 - ウ 定期考査中、午前7時現在、上記警報の内一つでも発令されている場合は臨時休業とする。
 - B 一部生徒の自宅待機について
生徒の居住する市町村、あるいは通学途上の市町村に、暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・浸水・洪水の警報または特別警報の内一つでも発令されている場合は、自宅待機とする。なお、学校が臨時休業している場合を除き、警報が解除され次

第、すみやかに登校するものとする。

第3章 教育課程および教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は学習指導要領の基準により校長が定め、県委員の承認を受けたとおりとする。

(教科用図書)

第8条 教科用図書は、次に掲げるもののうちより使用する。

- (1) 文部科学大臣の検定を得た教科用図書
- (2) 文部科学大臣において著作権を有する教科用図書

2 前項の教科用図書以外の図書その他教材で有益適切と認められるものは使用することができる。

第4章 単位の履修・卒業

(単位の履修)

第9条 履修する各教科科目の単位は県委員会の承認を受けたとおりとする。

(単位の認定)

第10条 校長は生徒が教育計画に従って教科科目を履修し、当該学年におけるその成果がその教科科目の目標から見て満足できるものと認めた場合は、当該学年の学年末においてその教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業の認定)

第11条 校長は所定の単位を修得したことを認めた生徒に対し

て、卒業を認定する。

(卒業の時期)

第12条 卒業の時期は、最終学年の3月とする。

(卒業証書)

第13条 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

(証明書の交付)

第14条 校長は必要と認められた者に対して、次に掲げる証明書その他の証明書を交付することができる。

- (1) 卒業証明書
- (2) 在学証明書
- (3) 単位修得証明書

第5章 入学・転学・留学・出席停止・休学・退学その他

(入学の許可)

第15条 入学は校長が許可する。

2 入学者の選抜は、県委員会が定める当該年度の兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱により行う。

(入学許可の時期)

第16条 第1学年に入学を許可する時期は、4月1日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学の資格)

第17条 第1学年に入学を許可することのできる者は、次の各号

の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(通学区域)

第18条 通常の課程の通学区域は県下一円とする。

(入学願書)

第19条 第1学年に入学しようとする者は、保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。)と連署した入学願書を出身中学校長を経て、校長に提出しなければならない。

(編入学)

第20条 第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

2 第2学年以上に入学しようとする者は、前条の規定に準じて入学願書を校長に提出しなければならない。

3 前項の入学は、学年の始めにおいて教育上支障がない場合、選考のうえ許可することができる。

(転学)

第 21 条 本校から他の学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願を校長に提出して許可を受けなければならない。

2 他の学校から本校に転学しようとする生徒は、前項の規定に準じて転学願を校長に提出しなければならない。

3 前項の転学は、教育上支障がなく、校長が適当と認めるときは、許可することができる。

(留学)

第 22 条 留学を希望する生徒は、保護者と連署した留学願を校長に提出し許可を受けること。

2 復帰を希望する生徒は、保護者と連署した復帰願を校長に提出し許可を受けること。

3 前項の留学は教育上有益と校長が判断した場合であり、留学の期間は 1 年を原則とし、校長が適当と認めた場合は 2 年まで延長することができる。

(出席停止)

第 23 条 感染症にかかり、またはそのおそれのある生徒に対し、校長は、学校医または保健所長の意見を聞いて、出席停止を命ずることができる。

(休学)

第 24 条 病気その他やむを得ない事由により、3 か月をこえて出席することができないため休学をしようとする生徒は、保護者と連署した休学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校

長に提出しなければならない。

2 校長は前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1 年以内とする。ただし校長は特別の事情があると認めるときは、2 年を超えない範囲でその期間を延長することができる。

(復学)

第 25 条 休学の期間内にその事由が消滅し復学しようとする生徒は、保護者と連署した復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の場合において教育に支障がないと認めたときは、復学を許可することができる。

(退学)

第 26 条 疾病、その他の事情により退学しようとする生徒は、保護者と連署した退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、退学を許可することができる。

(死亡等の届出)

第 27 条 生徒が死亡したときは、保護者は死亡届をすみやかに校長に提出しなければならない。

2 生徒が住所または名前を変更したときは、保護者は住所(生徒)変更届を速やかに校長に提出しなければならない。

(欠席等の届出)

第 28 条 生徒が欠席しようとするときは、保護者は所定の方法により欠席連絡を学校にしなければならない。

2 生徒が遅刻または早退をしたときは、保護者は速やかに所定の方法により遅刻(早退)連絡を学校にしなければならない。

第 6 章 後見する者、宣誓書等

(後見する者等)

第 29 条 保護者は生徒の後見する者を定め、速やかに後見する者届を校長に提出しなければならない。

2 前項の後見する者は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、変更させることができる。

3 後見する者または保護者は、住所を変更したときは、速やかに後見する者(保護者)住所変更届を校長に提出しなければならない。

(宣誓書等)

第 30 条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から 10 日以内に宣誓書とともに、保護者および後見する者が連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

2 保護者または後見する者が死亡その他の事由により欠けたときは、速やかにこれにかわる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 31 条 校長は学業、人物その他について他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 32 条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学、および訓告の処分は校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の 1 つに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 8 章 授業料その他の費用徴収

第 33 条 授業料等の費用徴収の額および方法については、兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和 37 年条例第 47 号)の定めるところによる。

(授業料の減免)

第 34 条 生活困難等により学資の負担にたえないと認められる生徒の授業料の減免については、兵庫県立高等学校授業料等の免除

及び減額に関する規則（昭和 36 年県教育委員会規則第 18 号）の定めるところによる。

（授業料滞納者に対する措置）

第 35 条 校長は授業料を所定の期日から 3 月を経過してもなお正当な理由がなくて納付しない生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

第 9 章 補 則

（細則）

第 36 条 この学則の施行に関し必要な細則は別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和 35 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 昭和 38 年 4 月 1 日、一部改正
- 3 昭和 57 年 4 月 1 日、一部改正
- 4 昭和 59 年 4 月 1 日、一部改正
- 5 平成 6 年 4 月 1 日、一部改正
- 6 平成 10 年 4 月 1 日、一部改正
- 7 平成 14 年 4 月 1 日、一部改正
- 8 平成 27 年 4 月 1 日、一部改正
- 9 平成 30 年 4 月 1 日、一部改正
- 10 令和 3 年 4 月 1 日、一部改正
- 11 令和 8 年 4 月 1 日、一部改正

諸願届の手續

次の如く定められた様式により HR 担任をへて学校長に届け出るものとする。

1 病欠欠席 1 週間以上におよぶ時は、医師の診断書、乗物事故の時は医師の証明書を必要とする。

2 忌引日数は次の通りである。

父母又は、親権者	5 日以内
祖父母、兄弟姉妹	3 日以内
父母の兄弟姉妹並びに同居の親族、曾祖父母並びに同居の親族	1 日

ただし、校長が必要であると認めるときは、帰省などに必要な日数を加えることができる。

3 通学方法届

入学時に通学方法を届出しているが、その後住所の変更等により通学方法を変更する場合は、変更届に生徒手帳を添えて届けること。

4 在学証明書

在学証明書が必要なときは、事務室備付けの申込書に必要事項を記入し、事務室に提出すること。

午前中の提出—当日放課後発行

午後の提出—翌日発行

生徒信条

わたくしたち尼工生は、一人ひとりの生活基盤を大切にし、人としての正しい生き方を、保護者、教師とともに学んでいくことをよき伝統としている。

すなわち

- 1 個人の価値を尊重し、他人の痛みのわかる人権感覚の豊かな人間をめざす。
- 2 保護者の労働から勤労の尊さを学び、たくましい社会の形成者として、確固たる職業観をもった人間をめざす。
- 3 基礎的・専門的学力を身につけ、創造的で新事態に対応できる視野の広い、社会性のある人間をめざす。
- 4 健康で長生きし、親を大切に作る人間をめざす。
- 5 国際感覚を養い、国際社会の一員として、平和と友好を大切にする人間をめざす。

生徒心得

兵庫県立尼崎工業高等学校生徒は、その品格を保持し、自己の行動には責任をもってこれに当たるよう、下記の事項を厳守する。

1 礼 儀

- (ア) 登校、下校および校内において、面識のある目上の方や先生に行き会った時は、あいさつを交わす。
- (イ) 先生や、来校された方々に、校内で出会った時にもあいさつを交わす。
- (ウ) 先生や目上の人には敬語を使い、尊敬の意を表す。

2 交 友

- (ア) 互いに他人の人格を尊重し、生徒間の融和をはかる。いかなる場合も暴力に訴えることはしない。
- (イ) 金銭の貸借は慎む。
- (ウ) 異性との交際はお互いの立場を十分理解し、保護者の了解のもとに、公明正大に行う。

3 服 装

- (ア) 服装はその人の心性を表すものであるから、質素、清潔ものを着用し、登校時から帰宅時の間及び外出時には次の規定に従う。

① 制 服

- (1) 紺色ブレザー

上着・付属品 本校イニシャル入りボタン（前ボタン2個、両袖口に飾りボタン各2個） 本校イニシャル入りエンブレム（左ポケット） 科章（左襟）を付けること。

(2) ズボン（女子スカート・ズボン R3 入学生より）

ズボン 本校規定のもの 冬・夏用

スカート 本校規定のもの 冬・夏用

（20 枚車ヒダ）

(3)・正装時の服装（全校での式典・集会等、その他学校が指定した日）

本校規定のイニシャル文字入りカッターシャツに規定のネクタイを締めブレザーを着用すること。

・普段の服装

本校規定のイニシャル文字入り長袖カッター・長袖丸襟ブラウスにブレザーを着用すること。（ただし正装も可）

気候に応じて本校規定のイニシャル文字入り半袖シャツ・半袖ブラウスを着用すること。

⑤ 防寒着

冬服時、ブレザーの下に学校指定のセーター又はベストを着用してもよい。

⑥ 雨天時の雨具、レインコートの着用は差し支えない。

⑦ 靴 白・黒・紺色が基調の運動靴、または黒の革靴。

⑧ 靴 学生として、ふさわしいものを用いる。

⑨ 作業衣、運動衣は該当時以外は着用しない。

(1) その他本規定に明記しないものすべて質素清潔、端正を旨として、本校の生徒としての品位を損なわないように心がけること。

(2) 止むを得ず上記規定以外の服装をしようとする時は事前に異装届けを生徒指導部に届け出許可を得なければならない。

⑩ その他

(1) 生徒は、学習に必要なものを持ってきてはならない。

(2) 生徒手帳は、必ず携行する。

4 頭髪について

前髪は眉毛に、横髪は耳に、うしろ髪はブレザー（夏服はカッターシャツ）にかからないこと。染色・パーマ・極度の刈り上げ・眉毛の加工やピアスは禁止とする。（常に就職・進学試験に挑める頭髪を心掛けること）

5 自転車通学について

(ア) 許可の条件

① 本校に使用する自転車は「両側スタンド付自転車」とする。

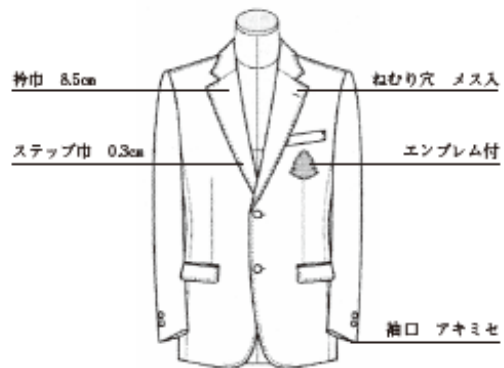
② 自転車事故に備えて任意保険に加入している者

③ 雨天時は雨合羽を使用し、傘差し運転は禁止する。

以上の事が厳守できる生徒にのみ許可証を発行する。

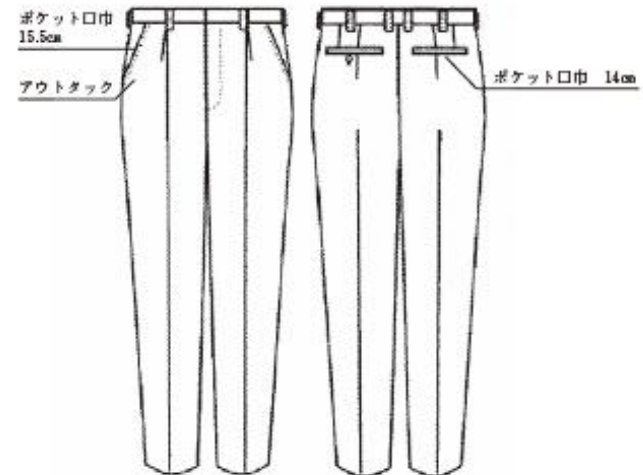
規定デザインと解説

男子ジャケット



形 式	
・裄…折袴式 ノッチドラベル	・ポケット…胸：箱ポケット
・身頃…シングル、2ツ釦	・裾…バジ&フラップ
・センターフックベント	・内ポケット…下前開三角タブ付
・裏仕様…半裏仕様	・袖…2枚袖、アキミセ

男子スラックス



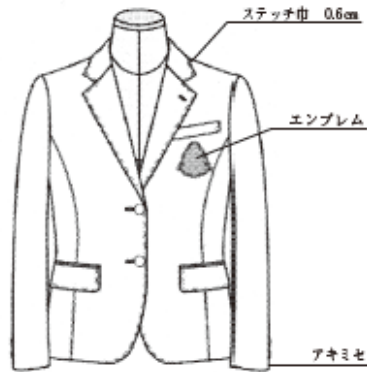
男子長袖ダウンニットシャツ



- 仕様
 ・色…サックス
 ・位置…左袖、肩先から12cm
 下が袖口の頭

A T H S

女子ジャケット



形 式
・ 袖…折袖式
・ 身頃…ダブル、2ッ釦 センターベント
・ 裏仕様…総裏
・ ポケット…胸：箱ポケット 腰：両ボタン玉 ブチポケット
・ 内ポケット…下前側
・ 袖…2枚袖、アキミセ

女子長袖ダウンニットブラウス



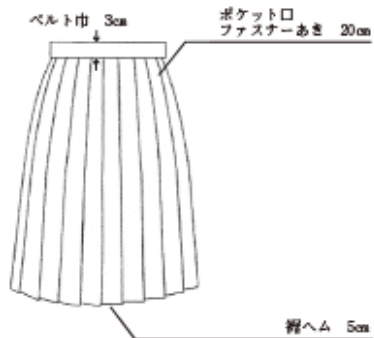
- 刺繍
 ・ 色…サックス
 ・ 位置…左袖、肩先から12cm
 下が刺繍の頭

A T H S

形 式	
・ 袖形…丸袖	・ ポケット仕様…片ポケ (両ボタン無し)
・ 袖仕様…長袖	・ ダウン仕様…両脇
・ 裾仕様…フチ切り型	・ カフ仕様…2ッ釦

スカート

形 式
・ 20枚車ヒダスカート
・ 左脇ファスナー
・ 左脇ポケット
・ ウエスト折り込みなし
・ 吊ひもなし



ニットセーター



形 式
・V首ニットセーター 裄ライン入り
・裄ライン巾 内0.3mm 外0.7mm
・ボディ色 全ダークグレー
・裄配色 オフ白
・左胸裄織入り 縦12mm 横55mm

A J H S

ニットベスト



形 式
・V首ニットベスト 裄ライン入り
・裄ライン巾 内0.3mm 外0.7mm
・ボディ色 全ダークグレー
・裄配色 オフ白
・左胸裄織入り 縦12mm 横55mm

A J H S

男子半袖ダウンニットシャツ



刺繍
 ・色…サックス
 ・位置…左袖、袖口か6.5cm
 上が刺繍の底

A J H S

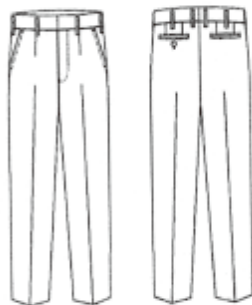
女子半袖ダウンニットブラウス



刺繍
 ・色…サックス
 ・位置…左袖、袖口か6.5cm
 上が刺繍の底

A J H S

女子スラックス (希望者)



ネクタイ



ネクタイ
配色…ヘンジ
形式…レギュラー 柄…-ATHS- レジメンタル

6 校内生活

- (ア) 在校時間中は外出しない。
ただし、止むを得ない場合は担任の先生に申し出て外出許可証の交付を受け、承認を得て外出する。
- (イ) 昼食は定められた時間にとり、無作法な行いは慎む。
- (ウ) 授業開始時刻 10 分経過しても、なお先生が見えない場合には、その学級委員長または副委員長は、その先生に連絡し、もし不在のときは教務部の先生にその旨を申し出て、指示を受ける。
- (エ) 日番は教室内外の整理整頓に努め、特に生徒所持品の盗難に注意する。
- (オ) 運動場以外での球技は慎む。
- (カ) 校舎、校具その他の公共物は、常にこれを愛護する。
- (キ) 各部室は常に美化、清掃につとめ、火気の使用は禁止とする。
- (ク) 物品を紛失または拾得した場合は、ただちにその旨を遺失物係の先生に届け出る。
- (ケ) 正規授業以外で施設、備品を使用する場合は、管理の先生の指示を受ける。

7 校外生活

- (ア) 自転車通学者は、許可証の発行を受け鑑札シールを貼付するとともに、決められた所定の位置に置き、交通安全に十

分注意をする。標識の発行をもって許可証とする。自転車通学者は必ず任意保険に加入するとともに、交通ルールを守り、交通事故防止に努めること。

- (イ) 単車については生命にかかわる問題であり単車に乗らない。免許をとらない。単車を買わない。この3項目に違反しない。
- (ウ) アルバイトは禁止する。ただし止むを得ない事情のある場合は、担任・学年に相談した上、生徒指導部に届け、学校長の承諾を受けて行う。勤務に関しては学業生活に支障がないよう、配慮すること。
- (エ) 外出する際には必ず保護者に行先と帰宅予定時刻を告げておくこと。
- (オ) 生徒にふさわしくない娯楽場や飲食店等には出入りしない。
- (カ) 飲酒、喫煙、薬物乱用その他の違法行為は、絶対に行わない。
- (キ) 公衆道徳を守り、友愛の気風を振興する。

8 定期考査受験の心得

- (ア) 考査時間は50分とする。
- (イ) 遅刻した場合、20分経過後は受験できない。
- (ウ) 不正行為があれば、その場で受験停止、退場を命ぜられる。
- (エ) 不正行為は特別指導の対象となる。
- (オ) 教科書、ノート、プリント類はカバンに入れ、廊下に置く。

- (カ) 筆箱の使用は認めない。下敷きの使用は監督に許可を得た者のみ可能とする。
- (キ) 物品の貸し借りは禁止する。
- (ク) 質問する場合や、消しゴム等を落とした場合は静かに挙手し、監督の指示に従う。
- (ケ) 電卓等の使用は、監督、出題者の指示に従う。
- (コ) 携帯電話、スマートフォン・ウェアラブル端末等は電源を切ってカバンの中に入れる。
- (サ) 考査中に一時退室した場合は、当該科目の考査を終了し、答案用紙を回収する。また、再入室後は自席で待機する。

附 則

- この規定は昭和57年4月1日から実施する。
- この規定は平成30年4月1日から実施する。
- この規定は令和3年4月1日から実施する。
- この規定は令和4年4月1日から実施する。
- この規定は令和6年4月1日から実施する。

兵庫県立尼崎工業高等学校

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、兵庫県立尼崎工業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、兵庫県立尼崎工業高等学校（以下本校という）生徒をもって構成する。

第3条 本会は、本校教職員の指導のもとに、生徒会の自発的、自治的な活動により、学校生活の一層の充実を図るとともに、校則を順守し協調の精神で校風の高揚につとめ、本校教育の発展に寄与することをもってその目的とする。

第4条 生徒会活動のすべては、この規約に基づいて行う。

第2章 事業

第5条 本会は、その目的を達成するため下の事業を行う。

- (1) 校内の美化に関する事項
- (2) 会員風紀に関する事項
- (3) 会員の文化および体育に関する事項
- (4) 会員の保健に関する事項
- (5) 学校図書館に関する事項
- (6) 特別活動に関する事項
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第6条 本会に、特別活動のため部活動（以下単に部活動という）としてつぎのものを置く。

① 文化部

電気通信研究部 漫画研究部 写真部 美術部
電気研究部 アンサンブル部 放送部
部落問題研究部 建築研究部 沖縄問題研究部
朝鮮文化研究部 工作研究部 軽音楽部
茶華道部 ものづくり部 Eスポーツ

② 運動部

陸上競技部 硬式野球部 テニス部 卓球部
バレーボール部 山岳部 剣道部
ソフトテニス部 バスケットボール部
柔道部 ラグビー部 サッカー部
ウエイトリフティング部 バドミントン部
空手道部 水泳部 自動車部

③ 同好会

ESS 同好会 オセロ・将棋同好会

第7条 部活動の規定は別に定める。

第3章 機関

第8条 本会につぎの機関を置く。

- ① 生徒総会 ② 代議員会 ③ HR
- ④ 本部役員会 ⑤ 専門委員会 ⑥ 特別委員会
- ⑦ 会計監査委員会 ⑧ 部活動代表者会議

第9条 代議員会は、生徒総会に次ぐ常設の議決機関であって、各

学期最低1回以上開催しなければならない。

2 会長が必要と認めたとき、または、代議員の3分の2以上の要求があるときは議長は代議員会を開催しなければならない。

第10条 代議員会は、各HRから2名あて選出された代議員をもって構成する。

2 代議員に事故があった場合、その代議員が選出されたHRのHR委員をもって、これを代理させることができる。

第11条 代議員会は下記の事項を行う。

- ① 会則の改正、規約の決定および変更。
- ② 予算の決定および決算の承認。
- ③ 部の結成および廃止を承認し、本校職員会議の許可を申請する。
- ④ その他の議案の審議決定。

上記の項目は全て職員会議の承認が必要である。

第12条 代議員会の議長は、代議員長が行う。

第13条 代議員会で決定した事項は、生徒会係に報告する。

第14条 代議員会は、その構成員の半数以上をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第15条 生徒は、原則として代議員会の議事を傍聴することができる。議長は、会議の進行上、必要と認めたときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

第16条 生徒総会は本会の最高議決機関であって、会長または代議員会、または生徒総数の3分の2以上の要求がある場合開催し下記の事項を決定する。

- ① 生徒会役員選挙・解職
- ② 生徒会会則・規約の改正
- ③ その他重要事項

第17条 生徒総会の司会は、代議員会議長または会長が行い、議長団は生徒の中から互選する。但し、役員専門委員会委員長はこれをしてはならない。

第18条 HRは、会長または代議員がその必要を認めたとき、またそのHRに属する生徒の過半数もしくはそのHR委員の3名以上がその必要を認めたときに、その担任の許可を得て、つぎの事項を行う。

- ① 代議員会にHRとして提出する議案の作成および資料の準備。
- ② 代議員会および専門委員会で決定された事項の報告、ならびにその実施に関する事項細目の決定。
- ③ HRの運営に関する事項の審議。

第19条 役員会は、本部役員をもって構成し、会長が必要と認めた時にこれを開き、司会する。

第20条 第5条に定められた事業を行うため、つぎの委員会を置く。

専門委員会

- ① 美化委員会 ② 風紀委員会
- ③ 文化委員会 ④ 体育委員会
- ⑤ 保健委員会 ⑥ 図書委員会

第21条 役員会は、本会の円滑な運営をすすめるにあたり実行委員会等を組織することができる。委員長は役員の中から選出され、委員の委嘱は会長が行う。

第22条 (廃止)

第23条 会計監査委員会は、会計監査委員をもって構成し、本会会計の監査を行い、生徒会会則擁護のために、違反する行為ありと認めた場合は警告を発する。また、諸会議に代表を出席させることができる。ただし、代表は議決権を有しない。

2 会計監査委員と本会役員、および、HRの会計委員、部の主将(部長)・副将(副部長)・会計とは兼任できない。

第4章 役員

第24条 本会に、つぎの役員を置く。

- ① 本部役員
 - A 会長 1名
 - B 副会長 1名
 - C 書記長 1名
 - D 会計長 1名
 - E 専門委員長 専門委員会ごとに1名

- ② 会計監査委員 1名
- ③ 特別委員長 特別委員会ごとに1名

④ HR 委員

- A 委員長 1名
- B 副委員長 2名
- C 会計 1名
- D ホーム・ルーム委員 2名
- E 代議員 2名 但し上記委員と重複することも可
- F その他のHR委員は専門委員会ごとに1名以上とする。

第25条 役員の任務は、それぞれつぎの通りとする。

- ① 会長 生徒会を代表し、会務を統轄する。
- ② 副会長 会長を助け、会長不在のときはその任務を代行する。
- ③ 書記長 会議録を記録保存し通信を取扱い、全ての書類を作成保存する。
- ④ 会計長 生徒会資金の出納を取扱い、これに関するあらゆる事務を行い、会計簿を作成、保存する。
- ⑤ 各専門委員長および各特別委員長は、その委員会を代表する。
- ⑥ 会計監査委員 会計監査委員会の事務を司る。
- ⑦ 委員長 そのHRの会務を総括する。
- ⑧ 副委員長 委員長を助け、委員長に事故あるときはその任務

を代行する。

⑨ 会 計 その会計事務を司る。

⑩ 各 HR 専門委員 その HR に関するその専門委員会の事務を司る。

第 26 条 本部役員および会計監査委員は会員の選挙によってこれを選出する。

2 各特別委員長は、それぞれの特別委員の互選によってこれを選出する。

第 27 条 HR 委員長、HR 副委員長、会計および HR 専門委員は、各 HR がその中からこれを選出する。

第 28 条 本部役員は、第 10 条の規定にかかわらず、代議員および HR 役員を兼ねることはできない。

第 29 条 本部役員は、代議員会の議事に参加することができる。ただし、その議決権は認められない。

第 30 条 役員および代議員の任命は、本校校長によるものとする。

第 31 条 役員の任期は、それぞれ次の通りとする。

1 本部役員および専門委員長、会計監査委員は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

2 HR 委員、特別委員長は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

3 補欠として役員になった者の任期は、前任者の残りの期間と

する。

第 5 章 会 計

第 32 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、会員 1 名につき年額 10,000 円とする。

3 寄付金のあった場合は、代議員会においてこれを報告しなければならない。

第 34 条 会計簿は、会計監査委員会の要求があれば公開しなければならない。

第 6 章 会 計 監 査

第 35 条 会計監査は、生徒会本部および各部活動の会計状況の適否、ならびに所属品の数量を監査することをその目的とする。

第 36 条 会計監査の時期は、会計監査委員会がその必要を認めるときとする。

第 37 条 会計監査委員会の代表者は、その任期満了直前に実施した会計監査の結果を、代議員会で報告しなければならない。

第 7 章 補 則

第 38 条 生徒総会を開くことの出来ない場合は、ホームルームに於て審議し、賛否者数を総計して生徒総会に代ることができる。

第 39 条 生徒総会、代議員会で議決された重要事項は、職員会議の承認を必要とする。職員会議で否決された事項については再び代議員会で検討する。

第 40 条 全ての委員は、原則として兼任を避けなければならない。

第 41 条 本会の役員選出に関する選挙規定はこれを別に定める。

附 則

- 1 本規約は、昭和 33 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規約は、昭和 38 年 11 月 28 日より改正。
- 3 第 5 章第 39 条第 2 項は昭和 40 年 4 月 1 日より改正。
- 4 第 2 章第 6 条は昭和 60 年 4 月 1 日より改正。
- 5 第 1 章第 3 条は昭和 62 年 4 月 1 日より改正。
- 6 第 5 章第 33 条第 2 項は平成 6 年 4 月 1 日より改正。
- 7 第 5 章第 33 条第 2 項は平成 12 年 4 月 1 日より改正。
- 8 第 5 章第 33 条第 2 項は平成 15 年 4 月 1 日より改正し、平成 15 年度 1 年生から年次進行で改正する。
- 9 第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条は平成 15 年 4 月 1 日より改正。
- 10 第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 16 条、第 17 条、第 24 条、第 38 条、第 39 条は平成 21 年 3 月 31 日より改正。

11 第 6 条、第 33 条は平成 30 年 4 月 1 日より改正し、平成 30 年度入学生から年次進行で改正する。

生徒会役員選挙規定

第1条 本規定は、兵庫県立尼崎工業高等学校生徒会の本部役員および会計監査委員の選挙に適用する。

第2条 役員選挙に関する事項は、選挙管理委員会が管理する。

第3条 選挙管理委員会は、3学年の代議員がこれにあたる。

第4条 役員選挙は、生徒会会則第31条により、12月中に行う。

第5条 選挙管理委員会は、選挙の期日を少なくとも10日前に公示しなければならない。

第6条 選挙は投票によって行い、票は各選挙につき1人1票とする。

第7条 選挙管理委員会は、会員中から本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選出しなければならない。

第8条 選挙管理委員長は、選挙録をつくり、投票および開票に関する次第を記載し選挙立会人とともに署名しなければならない。

第9条 役員立候補は、その選挙の公示の日から、選挙当日の3日前までに、文書でその旨を、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

第11条 会長他役員選挙に立候補し落選した場合、新生徒会役員

の推薦と落選者本人が希望したときは、生徒会執行部役員として活動することができる。

第12条 第9条の規定による届出のあった候補者が、その選挙における役員の定数を超えないとき、もしくは超えなくなった時は、信任投票を行い、有効投票の過半数の信任のあった候補者を当選と定める。

第13条 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は、ただちに当選人の氏名、所属学級および投票数を公示しなければならない。

第14条 立会演説会において演説をするものは、その立候補者またはその代理人1名に限る。候補者の応援演説は1名とする。

第15条 選挙運動のために文書図面を使用しようとする場合は、選挙管理委員会の認印を得なければならない。

2 前項の文書図面は、選挙管理委員会の定める場所以外に提示することはできない。

第16条 選挙管理委員は、一切の選挙運動に参加することができない。

第17条 生徒会役員に事故のあった場合、選挙後3カ月以内の場合は、次点をもって補う。選挙後3カ月を過ぎる場合は、補欠選挙を行い、本選挙規定に準ずる。

附 則

1 この規定は昭和33年4月1日から実施する。

- 2 第12条は平成2年12月21日より改正。
- 3 第3条は平成15年12月17日より改正。
- 4 第4条は平成21年3月31日より改正。

生徒会部活動規程

第1章 総 則

第1条 部活動は、望ましい活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育て、将来において自己を正しく生かす能力を養うことを目的とする。

第2条 会員は、いずれかの部に所属することが望ましい。

第2章 組 織

第3条 各部は、本校校長によって委嘱された顧問を置く。

第4条 各部は、代表者（部長、または、主将など）1名と、副代表者（副部長、副将など）・会計を若干名置く。

第5条 主将（部長）は、その部を代表し、部活動を推進するとともに部員名簿を作成し、生徒指導部迄提出しなければならない。

第6条 副将（副部長）は、責任者を助け事故があった場合にはその職務を代行する。

第7条 会計は、その部の会計事務を担当する。

第3章 運 営

第8条 部活動は、放課後行い、17時半までに終了することを原則とする。

第9条 部員は、部室を整備し、その鍵は所定の場所に置かなけれ

ばならない。

第4章 会 計

第10条 各部は、入会金・部費を徴収することができる。ただし、退部金は徴収できない。

2 各部の運営は、入部金・部費・生徒会援助費、その他寄付金・協賛金・事業収入をもって行う。

第11条 (廃止)

第12条 部活動の予算を決定する代議員会(部活動予算会議という)は、毎年4月末日までに開くことを原則とする。

第13条 部活動の予算会議には、各部の部長、主将および会計は参考人として出席することができる。

第5章 部活動の結成および廃止

第14条 新部活動結成のため、生徒会会則第6条の改正を発起するものは、活動状況調査書を添えて、生徒会会長に申し出なければならない。

第15条 部が運営不能の状態に陥っていると見做される場合には、本部役員は速やかにその存続、同好会への変更または廃止を代議員会に提案しなければならない。

補足、同好会規定は別に定める。

附 則

1 この規程は昭和33年4月1日から実施する。

2 昭和62年4月1日改正実施する。

- 3 平成7年4月1日改正実施する。
- 4 平成15年4月1日改正実施する。
- 5 平成30年4月1日改正実施する。

図書閲覧規程

- 1 図書館の開館時間は昼休みと放課後の午後4時30分までを基本とする。ただし午前中授業や長期休暇中は別に定める。
- 2 貸し出し図書の冊数は一時に3冊以内に限る。
- 3 貸し出し期間は1週間。1週ンを過ぎても返却されない場合は、次の本を借りることができなくなる。
- 4 図書の貸し出しを希望する者は、本をカウンターに提出し、生徒証等で身分を証明して手続きを受けること。
- 5 借りた本を返却する者は、本をカウンターに提出し、手続きを受けた後、自分で元の場所に戻すこと。
- 6 辞書、雑誌、漫画、貴重図書は貸し出し不可。ただし特別な事情がある場合には貸し出しを許可することがある。
- 7 図書館での飲食、スマートフォン・ゲーム機・ウェアラブル端末などの電子機器の使用、雑談（私語）は厳禁。

プール使用規程

- 1 管理運営は体育科が行う。
- 2 プールの衛生管理は保健所、学校医、学校薬剤師の指導をうけて行う。
- 3 原則としてプールの使用は体育授業、水泳部の練習とし、その他の教育活動等で使用する場合は、体育科の許可をうけ、必ず職員の管理下で活動すること。
- 4 プール使用についての心得
 - ① プールサイドでの土足は厳禁する。
 - ② プール使用前には必ず用便をすませておくこと。
 - ③ 入水前には確実にシャワーをあびる。
 - ④ 入水前の準備運動も入念に行う。
 - ⑤ 水泳をしてはいけない疾病（トラコーマ、皮膚炎等の感染症の疾患）の者は絶対入水しないこと。
 - ⑥ 水泳中、異常を感じた場合は、直ちに関係職員に連絡すること。
 - ⑦ プール内を汚さないよう、常に清潔と安全に心がけること。
 - ⑧ 入水後の洗浄を確実に実施すること。
 - ⑨ プール内では管理者及び監督者の指示に従うこと。
 - ⑩ 更衣は所定の更衣室（プール管理棟1階）で行うこと。女子は指定された場所で行うこと。

- ⑪ 体育授業時は指定の水着を着用すること。

尼崎工業高校のルール

2026年4月

<学校生活>

○服装などについて

- ・制服については、男子女子ともブレザー、学校指定シャツ、ネクタイ（ブレザー着用時は必須）をそれぞれ気候に合わせて着用する。（登下校時は原則、制服を着用すること。但し土日・休日・長期休業期間については学校登録の部活着及び学校体操服での登下校は可）
- ・制服のシャツのボタンは第2ボタンまでは必ず留めること。
- ・制服の改造、着崩しは一切認めない。発覚の場合は元に戻すか、不可能な場合は学校預かりのうえ、再購入（譲渡可）とする。
〔制服が譲渡の場合、必ず確認してから許可する。判断しがたい場合は業者に確認。〕
- ・アンダーシャツについては、着用時に襟元から見えないようにすること。
- ・防寒着の着用については、華美で無いものをブレザー着用時のみ着用可とする。防寒着のみの着用は認めない。
- ・防寒のために重ね着する場合は、許可されていない衣類が外から見えないように着用すること。

- ・マフラー、手袋、防寒用帽子、防寒着については、登下校時のみ着用可とする。

膝掛けについては教室での使用のみ可とする。体育館などの行事においては許可を得て使用すること。教室外の使用、移動時に肩にかける、腰に巻くなどは一切禁止とする。

- ・運動靴、革靴（ローファー等）以外のものを着用しないこと。

着用不可例：ブーツ、サンダル、クロックス、パンプスなど（怪我などは要相談）

- ・ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は身につけないこと。身につけていた場合は、その場で学校預かりとする（担任経由で返却）。

- ・不必要なものは着崩れや危険（引っ掛かり等）が伴うため身につけない。（不要なキーホルダーや小物入れなど）

○頭髪などについて

- ・頭髪については、染色・脱色（ドライヤー焼けなど人工的に手を加えて生じた変色を含む）・パーマなどを禁ずる。

- ・エクステンションの使用を禁ずる。

- ・頭髪用リボン、カチューシャ等は頭部からはみ出ない大きさとし、黒、紺、こげ茶色を基調とする。

- ・集会時に不必要なものは持ち込まない。

例：うちわや膝かけ（許可時以外）などはその場で預かる指導をおこなう。（担任経由で返却）

○通学について

- ・自転車通学許可基準：両足スタンドを装着、自転車保険加入、雨合羽所持。
→ 許可者は「鑑札」発行 【無鑑札は指導の対象】
- ・自転車における傘差し運転および予備行為（傘を自転車に装着など）乗車などは指導の対象。
- ・自転車通学時や校内における音楽プレーヤーの使用を禁ずる。自転車乗車中のイヤホン使用は指導の対象となる。

○スマートフォンなどについて

- ・校内におけるスマートフォン等の使用を禁ずる（持ち込みは可であるが校内では電源を切り、時計としての使用も認めない）、発覚時は預かり指導。

また、スマートフォンなどの備品（イヤホン等）についても、登校後は電源を落としカバンなどにしまっておくこと。胸ポケットや腰回りなど本体・備品等を目視できないようにしておく。

（ブレザーの内ポケット、シャツの胸ポケット、ズボン・スカートのポケットもしくはベルトにぶら下げたり持ち歩いたりせず、鞆等に必ずしまっておくこと）

但し教師立ち会いの下や、許可（許可書発行）された場合は使用を可とする。

○身だしなみについて

- ・カラーコンタクトレンズ（医療用不可）などの使用を禁ずる。
- ・化粧（マニキュア含）についてはすべて禁止とする。カラーリップクリーム（無色であるが光沢のあるものも含む）及び人工的（整形含）に手を加える行為も禁止である。
- ・日焼け止めクリームなどを使用する場合、ファンデーション効果のあるものは使用を認めない。
上記が発覚した場合、指導の対象とする。

※ファンデーションやかつら等、身体的な理由で配慮が必要な生徒に対しては、学年において本人及び保護者から事情を聴きいたうえで学校が判断する。

○アルバイトについて

- ・原則禁止である。
- ・正当な理由がある生徒に対しては、年次からの申請を受けて生徒指導部と審議し適切な場合、申請を受理する。
- ・学校生活に支障をきたす場合は、保護者と相談し、状況に応じた改善指導を行う。
- ・無申請アルバイト発覚時は理由を問わず、保護者の責任においてすぐにアルバイトをやめさせる。

<生徒指導>

○校則違反や度重なる指導に対して改善されない場合は、特別指導の対象とする。

タバコ、電子タバコなどについてはニコチンの有無に関わらず、所持・使用・同席などは特別指導の対象となる。また、喫煙具（ライター、マッチ等）についても同様とする。

法律に抵触する問題行動、SNSによる人権侵害、特殊詐欺、闇バイト、薬物（大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等）の所持・使用など、これらに関する情報については、法律と照らし合わせて、警察や関係機関に通報・相談など適切かつ厳格な指導を行う。

<いじめ>

○いじめ等については、本校「いじめ防止基本方針」に基づき対応する。

※判断が必要な項目については、原則学校側での判断となる。